

老振発０７３１第１号
障障発０７３１第１号
国自旅第２２２号
平成２４年７月３１日

各都道府県介護保険・障害者福祉担当部（局）長 殿
各都道府県交通担当部（局）長 殿
各指定都市介護保険・障害福祉担当部（局）長 殿
各指定都市交通担当部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

国土交通省自動車局旅客課長

福祉有償運送の対象旅客の判断に際しての知見の活用について

運営協議会の適正な運営と、自家用有償旅客運送制度に関する地域が着実な取り組みを行うための課題及び改善策について、平成２３年６月に「運営協議会における合意形成のあり方検討会報告書」（別添１）を取りまとめています。

当該報告書においては、福祉有償運送の対象旅客として認められるか否かについて、高度かつ専門的な確認行為が必要な場合は、運営協議会の主宰者である各市町村に在籍している「医療、保健、福祉専門職」の知見を活用することが有効であり、こうした「医療、保健、福祉専門職」の助言を受けたときは、その助言結果に基づいて運営協議会において判断を行うこととされています。

また、厚生労働省と国土交通省は、「医療、保健、福祉専門職」の知見を積極的に活用するよう市町村に対して連名で通知することを検討すべきであるとされています。

このため、運営協議会において、福祉有償運送の対象旅客の判断が困難な場合であって、各市町村に在籍している「医療、保健、福祉専門職」の知見の活用が必要な場合について、下記のとおり取り扱うことが適切と考えられますので、自家用有償旅客運送制度及び報告書の趣旨を理解いただくとともに、管内市町村に対する周知にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

運営協議会における福祉有償運送の対象旅客の判断に際して、運営協議会における判断が困難な場合であって、高度かつ専門的な知見の活用が必要となった場合については、個人情報の取扱いに十分留意した上で、以下のとおり取り扱うことが適切と考えられます。

なお、平成21年5月21日付け国自旅第35号『「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」別紙1「旅客の範囲（要支援者、その他の障害者）の確認方法の事例』（別添2）のとおり、既に判定委員会を設けること等によって、運営協議会における協議、判断が効率的かつ円滑に行われている場合については、引き続き当該方法によることも可能です。

- 1 運営協議会において、福祉有償運送の対象旅客である「要介護者や身体障害者等のうち他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者」として認められるか否かの判断を行うに際し、運営協議会における判断が困難な場合であって、高度かつ専門的な医療、保健、福祉等の専門的知見を有する者の知見の活用が必要な場合について、運営協議会の主宰市町村（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の7に規定する運営協議会の主宰者をいう。以下同じ。）担当者から、当該市町村の介護、障害者福祉等担当部署（以下「担当部署」という。）に対して、福祉有償運送の対象予定者が福祉有償運送の対象旅客として認められるか否かについて、対象予定者の身体状況等の必要事項を記載した書面等により助言を求める。
- 2 主宰市町村担当者から助言を求められた担当部署においては、福祉有償運送の対象予定者が、対象旅客として認められるか否かについて、医療、保健、福祉等の専門的知見を有する者の意見を聞くなどして、書面等適宜の方法により助言を行うことに努める。

- 3 主宰市町村担当者にあつては、担当部署から助言を受けたときは、運営協議会において、これを積極的に活用の上判断する。

なお、当該助言が書面以外で行われた場合等については、主宰市町村担当者において、運営協議会の構成員にもわかりやすく助言内容を書面作成するなど、運営協議会における協議、判断が効率的かつ円滑に行われるよう努める。

- 4 担当部署において、助言を行うに際して、別途必要となる資料がある場合には、その旨主宰市町村担当者に対し提出を依頼し、依頼を受けた主宰市町村担当者は可能な限り資料提出に対応する。

医療、保健、福祉専門職の知見の活用が必要となった背景等

1. 我が国は、急速な高齢化と少子化の進展により、人口減少社会への大きな変動期を迎えている。

こうした状況の中、要介護者等や身体障害者などのうち単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者や過疎地の地域住民（以下「移動制約者等」という。）の輸送の確保が社会的課題となってきた。

このような地域ニーズに的確に対応した安全・安心な輸送サービスの確実な提供促進し、利用者の利便の向上を図ることを目的として、平成18年10月の道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）（以下「改正法」という。）の施行により、自家用有償旅客運送制度が創設され、着実に浸透してきている。

他方、自家用有償旅客運送制度の創設から4年が経過する中、関係者が十分に制度を理解して円滑に運営協議会の協議が進み、地域のニーズに対応した自家用有償旅客運送の実現に向けて進んでいる地域がある一方、運営協議会の協議において合意形成に必要な以上の制約が課せられることで必要な輸送サービスが確保されない場合や、運営協議会の開催を求めたが長期間開催されない地域があるなど、自家用有償旅客運送制度に関する地域の取り組みに大きな格差がある等の指摘があった。

2. これらの指摘を受け、国土交通省は、平成23年1月より、学識経験者、運送事業者、NPO団体、労働組合、行政等を委員とする「運営協議会における合意形成のあり方検討会」を設置し、同年4月まで5回にわたり検討が行われ、その結果について報告書としてとりまとめられたところである。

今後、報告書内容を踏まえ、その課題及び改善策に適切に対応することにより、自家用有償旅客運送制度が運営協議会の関係者に十分に理解され、運営協議会の適正な運営と活用が図られることによって、移動制約者等に対する運送が適切に提供されていく必要がある。

3. 運営協議会の合意事項として、自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域、運送の対価、運送旅客の範囲等が定められているが、このうち福祉有償運送の旅客の範囲としては、道路運送法施行規則第49条第3号の規定により、身体障害者、要介護者、要支援者、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者のうち他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者としている。

4. しかしながら、報告書中2.(3)「医療、保健、福祉専門職」の知見の活用について、一部の運営協議会においては、福祉有償運送の対象として認められる旅客の範囲に該当するか否かの確認に時間を要している場合等があることを課題としており、また、その改善策として、高度かつ専門的な確認行為が必要な場合は、運営協議会の主宰者である各市町村に在籍している「医療、保健、福祉専門職」の知見を活用することが有効であるとしている。